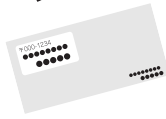


介護保険料

決定通知書を
送付します



20年度の介護保険料が決定しましたので、決定通知書を7月11日(金)に発送します。年金から直接納めていただく方には、特別徴収決定通知書を送付します。年6回の年金支給のときに天引きとなり、銀行等の窓口で納めていただく普通徴収の方には、納

付書を送付します。納期は7月3月の9回です。便利な口座振替をご利用ください。介護保険料は、40歳以上のすべての方に負担していただく必要があります。今回お知らせするのは、ご自分で保険料を納めていただく65歳以上の方です(65歳未満の方の保険料は医療

療保険と一緒に納めていただいています)。介護保険は、介護が必要になったときに安心して介護サービスを利用できるように、国民で支え合っていく制度です。本人だけでなく、家族の負担も軽くするためのものです。市の介護サービス費の総額に対し、65歳以上の方の保険料が、この約4分の1を支えています。保険料の負担についてご理解をお願いします。詳しくは介護福祉課(内線4910、4911)へ。

【業務内容】保育園の管理運営業務(給食調理業務を含む)、障害児保育、延長保育、一時保育
【選定方法】書類審査、プレゼンテーション、現地調査
選定決定時期は、10月上旬
別途、市民公開プレゼンテーション実施(一次審査通過法人対象)
【応募方法】所定の申し込み書と提出書類を保育課(市役所2階)へ直接持参してください(受け付けは、土曜・日曜を除く午前8時半~午後5時15分)。なお、応募に当たっては、現施設および建設予定地の見学を行ってください。その際、事前に保育課へ電話で申し込んでください。
公募集要領は同課で配布します(電子メール送付、郵送可)。
詳しくは同課保育係 ☎470・7745へ。

市立上の原保育園
の運営委託事業者
を募集します

市では、保育所待機児童の解消と多様化する保育需要に対応するため、民間活力の導入を推進しています。このたび市立上の原保育園の移転・新設に併せて、22年4月1日から管理運営業務を公設民営委託する事業者を募集します。

【委託する保育園】市立上の原保育園(上の原一丁目33番7の一部)
【委託開始時期】22年4月1日
【定員】110人(零歳児6人、1歳児18人、2歳児20人、3歳児20人、4、5歳児46人)
【施設規模】950平方メートル(子育て支援施設併設)、敷地面積3045平方メートル(基本設計は検討中)
【引き継ぎ期間】21年4月1日~22年3月31日(合同保育および開設準備は21年10月1日~22年3月31日)
【事業者の選定方法】公募(企画提案随意契約)方式

【応募資格】申し込み時点において、都内、埼玉、千葉、神奈川の各県内で認可保育所を運営している社会福祉法人または学校法人であること。ただし、次の1の事項をすべて確実に行える法人であること。22年度当初から市と委託契約を締結し、公募集要領に定める業務を行えること。新園舎への移行を円滑にすすめるため、市と協力しながら、在籍児童・保護者が安心できる方法で、保育運営全般の引き継ぎが行えること。児童福祉法(昭和26年法律第164号)等の関係法令を遵守し、サービスの自己評価や第三者評価、相談・苦情の仕組みの整備などにより、安定した質の高い保育サービスを行えること

【応募方法】所定の申し込み書と提出書類を保育課(市役所2階)へ直接持参してください(受け付けは、土曜・日曜を除く午前8時半~午後5時15分)。なお、応募に当たっては、現施設および建設予定地の見学を行ってください。その際、事前に保育課へ電話で申し込んでください。
公募集要領は同課で配布します(電子メール送付、郵送可)。
詳しくは同課保育係 ☎470・7745へ。

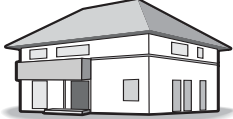
保育課メールアドレス
hoiku@city.higashikurume.lg.jp

熱損失防止改修工事(省エネ改修
工事)を行った既存住宅に係る固
定資産税の減額措置を創設し
ました

(20年度税制改正)

20年1月1日に存する住宅において、省エネ基準に新たに適合する改修工事を施工した場合、当該家屋の翌年度分の固定資産税を3分の1減額します(床面積120平方メートルを限度)。
【期間】20年4月1日~22年3月31日に改修工事を完了した住宅
【要件】次の工事で、自己負担が30万円以上のもの。窓の改修工事、床の断熱改修工事、天井の断熱改修工事、壁の断熱改修工事(外気等と接

する工事に限ります)のうち、を必ず含みます。
申請する方(納税者)は、改修後は、3カ月以内に、建築士に、建築士に指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関による証明書等関係書類を課税課家屋資産係(市役所2階)へ持参してください。



【閲覧期間】7月1日(火)から7月4日(木)まで、市役所2階、課税課家屋資産係(市役所2階)にて閲覧いただけます。詳しくは同課 ☎470・7714へ。

国民年金
たのしみ

20年度国民年金
保険料免除の申請
は7月1日から

国民年金には保険料の納付が困難な方のために、申請免除・納付猶予制度があります。申請は7月1日(火)から保険年金課(市役所1階)で受け付けます。申請には年金手帳と印鑑をご持参ください。継続審査を受けられず、いずれの制度も承認され

を希望し、該当になった場合は、改めて申請の必要はありません。
申請免除(全額免除・一部免除) 20年度(20年7月~21年6月) 被保険者・配偶者および世帯主の前年の収入が一定基準以下の場合、本人の申請により受けられます。
若年者納付猶予 20年度(20年7月~21年6月) 被保険者(30歳未満)・配偶者の前年の収入が一定基準以下の場合、申請して受けられます。
いずれの制度も承認され

募集

市立小・中学校給食
臨時職員の登録者
を追加募集

教育委員会では、20年度学校給食臨時職員の登録を追加募集します。

【勤務日】原則として土曜・日曜日、祝日を除く給食実施日
【勤務時間】午前8時半~午後4時(給食調理補助員) 午前9時~午後1時(給食配膳員) 午後1時半~3時半(給食配膳員) 午後4時~5時(給食配膳員) 午後5時~午後1時(給食配膳員) 祝日を除く
【勤務場所】企画経営室総務課(市役所4階)
なお、7月1日(火)から市ホームページでもご覧いただけます。

市長の19年度資産報告書の閲覧
ができます

「政治倫理の確立のための東久留米市長の資産等の公開に関する条例」の規定により、ご本人が作成した報告書の閲覧ができます。
【閲覧できる報告書】資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書
【閲覧期間】7月1日(火)から7月4日(木)まで、市役所2階、課税課家屋資産係(市役所2階)にて閲覧いただけます。詳しくは同課 ☎470・7714へ。

【その他】雇用継続確認は、6カ月ごとに実施。有給休暇は、6カ月雇用後に取得可。交通費は、賃金の他に支給。申し込みは、7月1日(火)から年度末まで受け付けます。市販の履歴書(写真添付)に希望職種、電話番号、経歴等を記入の上、必ず本人が学務課(市役所6階)へ持参を。登録制のため履歴書は返却しません。

【勤務時間】給食調理補助員 午前8時半~午後4時(7時間半勤務) (昼休憩45分含む) 給食配膳員 午前10時~午後3時半(5時間半勤務) (昼休憩30分含む) 2週間勤務して1週間休み) 給食事務員 午前9時~午後4時(5時間半勤務) (昼休憩30分含む) 勤務日数は、学校(単独調理校)により、月6日、10日、11日、12日の勤務となります(勤務時間と勤務日数は異なります)。
【勤務場所】市内の市立小学校(給食事務員は正午~午後5時(昼休憩なし)で1日5時間勤務) 市内の市立中学校(給食配膳員) 時給930円 給食事務員 時給830円
【資金】給食調理員(午前) 時給930円 給食配膳員(午後) 時給930円 給食事務員 時給830円
【資金】給食調理員 時給930円 給食配膳員 時給830円 給食事務員 時給830円
詳しくは学務課保健給食係 ☎470・7779へ。

夜間・休日納税
相談窓口を開設

市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税等の市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。なお、納税証明の発行はできません。
介護保険料は、納付書を持参していただければ領収します。
夜間納税相談窓口 = 7月16日(水)・17日(木)のいずれも午後8時半まで
休日納税相談窓口 = 7月12日(土)・13日(日)のいずれも午前9時~午後4時
会場は、いずれも納税課(市役所2階) 詳しくは同課 ☎470・7730へ。

わたしの
見てある記



市長 野崎重弥

15年8月の「財政危機宣言」は、これまでと同様の市政運営を続けられ、18年度には準用再建団体(倒産)の指定を受けるかどうかの決定をしなければならぬ事態となる」との判断の下に行いました。そして経常的な赤字体質の改善に向けて経営方針を定め、抜本的な行財政改革に着手しました。その結果、人件費の抑制と凍結されていた債務返済の早期完済・行政の守備範囲やサービス水準の再構築など多くの成果を上げました。これは、日本の社会が右肩上がりの経済成長の時代から逆に振れる時代、つまり「利益再配分の時代」から「負担再配分の時代」に移行しつつあることの反映です。
「入りを図りて出を制す」という諺(ことわざ)があります。歳出削減は今後も取り組んでいきますが、それとて限界があります。やはり従前にも増して歳入増加策への取り組みが必要です。わが市の税収構造は18年度決算では、市民一人当たりの税収(全税目)は26市中22位、とりわけ法人市民税は26市中25位、しかも26市平均では市民一人当たり約1万5000円の税収に対し、当市ではその3分の1の約5000円です。このことから法人市民税収入の改善を図り、税収構造を変える取り組みが必要と考えます(8月1日号へ続きます)。